

小笠原諸島生態系保全アクションプランWGの結果報告

1. 小笠原諸島生態系保全アクションプランについて

(1) 小笠原諸島生態系保全アクションプランとは

- ・小笠原諸島管理計画を補完するものとして2010年（平成22年）1月に策定された。
- ・関係機関、団体の生態系保全のための取組みについて、島毎に、短期目標、管理機関の役割分担、内容、スケジュール等が明示されている。

(2) ワーキンググループの設置目的

- ・生態系保全アクションプランの短期目標の期間が平成24年度末までのため、これまでの成果や最新の科学的知見に基づき、次期アクションプランとして改定することを目的としてWGを設置した。

(3) ワーキンググループの概要

名 称	小笠原諸島生態系保全アクションプランの改訂に関するワーキンググループ
設置期間	・平成24年10月～平成26年1月 ・平成24年度に1回、25年度に2回（計3回開催）
管理機関	環境省、林野庁、東京都、小笠原村
メンバー （：座長） （敬称略・五十音順）	阿部 宗広 一般財団法人 自然公園財団 専務理事（自然公園） 石井 信夫 東京女子大学 現代教養学部 教授（哺乳類） 苅部 治紀 神奈川県立生命の星・地球博物館 主任学芸員（昆虫） 川上 和人 森林総合研究所 鳥獣生態研究室 主任研究員（鳥類） 清水 善和 駒澤大学 総合教育研究部 教授（植物） 田中 信行 森林総合研究所 北海道支所 地域研究監（植物） 千葉 聡 東北大学 東北アジア研究センター 教授（陸産貝類）

2. 兄島へのグリーンアノール侵入確認に伴う改定方針の変更

(1) これまでの改定方針

- ・島別に、次期5年間（平成25年度～29年度）の短期目標、管理機関の役割分担、取組みの内容やスケジュール等を定めた「第2期アクションプラン」を策定する。

(2) 兄島へのグリーンアノール侵入確認

- ・平成25年3月末、兄島において昆虫相等に壊滅的な被害を与え生態系に甚大な影響を及ぼす恐れのあるグリーンアノールの侵入が確認された。

(3) アクションプラン改定の検討方針の変更（案）

- ・第2期アクションプランのうち、兄島については、別途定められる「小笠原諸島兄島におけるグリーンアノール短期防除計画」との整合性のもと、先行的に改定した。目標設定期間は、緊急につき3年間（平成25年度～27年度）とした。
- ・兄島でのグリーンアノール対策に集中的に取り組むため、兄島以外の各島の個別の取組については当面の現実的な必要最小限の改定にとどめることとした。

3. 第2期アクションプランにおける運用面での改善

第1期アクションプランの運用において明らかとなった運用面での課題について、第2期アクションプランで改善をはかっている。

(1) 第1期アクションプランの運用面での課題

期間内の見直しの仕組みがない

- ・アクションプランに基づく個々の取組みについて、計画期間内に見直しを行う仕組みがない。
- ・そのため、策定時には予測困難であった著しい生態系変化や新たな外来種の侵入等が見られたとしても、アクションプランへのフィードバックを行うことができない。

島やエリアを越えた取組みの位置づけが困難

- ・様々な事業が進捗しその効果によって、島やエリアを越えた希少種の回復等が確認されつつあり、現在のエリア区分での表現に限界がある。

有人島において、人の生活・産業等との関係への言及がない

- ・有人島における保全事業の取組は、人の生活・産業に密接に関係しているが、その言及がない。
- ・そのため、エコツーリズムなどの自然の利用や、島民・観光客への普及啓発の観点等、自然保全の取組と人の生活・産業との接点での課題が見えにくくなっている。

(2) アクションプラン運用上の改善について

ア) アクションプラン見直しの柔軟化

アクションプランの改定は5年間隔(兄島は3年)を基本としつつも、生態系の著しい変化等が確認された場合には、必要に応じて、アクションプラン見直しの検討を行う。

イ) 個別の検討組織との連携

小笠原諸島の自然再生事業は、個別に課題を検討する組織(検討会やワーキンググループ)が設置され、それぞれが専門とする分野について定期的に詳細な検討が行われている。

この検討を行う中で、事業の進捗状況、生態系の変化、最新の知見等から、アクションプランの見直しが必要であると判断した場合には、そのことを科学委員会に報告するなどにより、課題のフィードバックを行う。

ウ) 島やエリアを越えた生態系変化への留意

アカガシラカラスバトやオオコウモリなど飛翔力の高い種などについては、島やエリアを越えた生息状況の回復等が確認されつつある。事業の検討・実施にあたっては、他の島やエリアでのモニタリング結果等の最新情報を可能な限り入手しつつ、当該種間関係図内に含まれる広域移動種の動向には留意することが望まれる。

エ) 人の生活・産業等との関係への言及

父島および母島に関しては、生態系保全管理を行っていく上で密接な「人の生活」や「産業」等との関係についても言及し、これらを念頭においたアクションプランとして検討を行う。

4. 第2期アクションプラン策定結果

参考資料1-2のとおりである。